

高圧計器自動検針化工事参入要件について

1. 建設業法による建設業の許可，または電気工事業法による電気工事業の登録証を取得済みであること。

2. 特別教育の受講

(ア) 管理者用特別教育：3～5日間程度を想定

工事拠点ごとに，安全・品質に携わる全ての管理者，および工程管理に携わる管理者1名以上が，工事の受注後に当社が実施する特別教育を受講することが可能であること。

【管理者用特別教育の概要】

1. 安全・品質に関する事項
2. 高圧活線近接作業に関する事項
3. 工程管理に関する事項
4. 材料管理に関する事項
5. 個人情報の取り扱いに関する事項
6. お客様対応に関する事項 等

(イ) 作業員用特別教育：5～10日間程度を想定

下請負を含む全ての作業員が，工事の受注後に当社が実施する特別教育を受講可能であること。

【作業員用特別教育の概要】

1. 安全・品質に関する事項
2. 高圧活線近接作業に関する事項
3. 当社・お客様設備に関する事項
4. 電力量計に関する事項
5. 計器工事に関する事項
6. 個人情報の取り扱いに関する事項
7. お客様対応に関する事項
8. 工事技能確認 等

以上